

地域安全ニュース

【保護者用】

[発行者]水俣警察署生活安全係 (Tal 0966-62-0110)

少年のスマートフォン等の利用については、青少年が 安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備 等に関する法律及び熊本県少年保護育成条例により、 保護者の責務等が下記のとおり定められています。

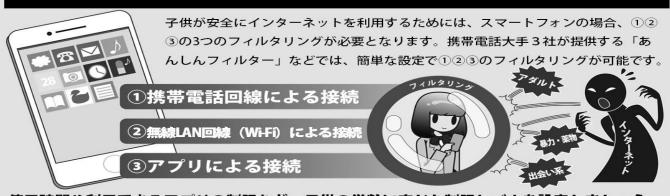
〔携帯電話会社と契約代理店の義務〕

携帯電話回線の新規契約時又は機種・名義変更を伴う回線契約時に、使用者が少年か否かの確認、フィルタリングの必要性と内容の説明、フィルタリングの有効化措置

[保護者の責務]

フィルタリングの利用等によるインターネット利用の適切管理

フィルタリングを必ず利用しましょう!



使用時間や利用できるアプリの制限など、子供の学齢に応じた制限レベルを設定しましょう。

※iPhoneでのアプリ制限や利用時間制限は、端末の設定を行う必要があります。

警察庁広報資料より